

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	心身障害者福祉事業
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	14	人工透析通院交通費助成事業

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現況			調整方針		備考	
記載事項	中条町	黒川村				
名称	人工透析通院交通費助成事業	なし	中条町の例による。			
目的	じん臓機能障害者に対し、通院に要する交通費の一部を助成することにより、障害者及び家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。					
対象者	中条町に住所を有する者で、身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者の内、じん臓機能障害者とする。					
助成額	月額 4,000 円					
支給期間	支給決定した日の属する翌月から受給資格を失った日の属する月までとする。					
支払月	毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月の 25 日に支給					
14年度決算額	1,252,000円					
15年度予算額	1,512,000円					
関係法令等	中条町人工透析通院助成費支給要綱					
			財政への影響額		単位：千円	
			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
			中条町	1,512	1,512	0
			黒川村	0	528	528
			計	1,512	2,040	528
			備考 平成15年度当初予算ベース			